

平成 30 年度後半に向けた行政処分等の対応に係る周知について

平成 30 年 10 月
環境省廃棄物規制課

1. 概要

- 北九州事業エリアの高濃度 PCB 廃棄物（変圧器・コンデンサー等）に係る処分期間末日（平成 30 年 3 月末）以降、現在も新規登録が発生している状況（下記参考参照）にあるところ、こうした違反状態の廃棄物については、平成 29 年 10 月の行政処分の実施に係る通知や平成 30 年 4 月に通知した基本的な考え方等を踏まえ、各県市において順次行政処分を含めた対応を進めていただいている。
- その上で、年度後半は行政処分に係る時間的余裕が限られてくるところ、必要な追加的な考え方について、第 7 回北九州地域 PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会（平成 30 年 8 月 1 日）において別紙のとおり各県市にお示しした。
- また、行政処分の実施に係る通知については、今年度、具体の対応が進捗していることを踏まえて必要な見直しを行い、契約の発効条件、代執行に係る具体的な手続等を追記する等の改正を 7 月に行い、各都道府県市に通知した（参考資料 1）。

（参考）処分期間後 県別 新規登録事業者数（変圧器・コンデンサー等）

2018 年 9 月 30 日時点 [単位：件]

鳥取県	4	島根県	3	岡山県	19	広島県	23	山口県	12
徳島県	7	香川県	12	愛媛県	11	高知県	2	福岡県	9
佐賀県	0	長崎県	7	熊本県	1	大分県	2	宮崎県	2
鹿児島県	2	沖縄県	2	北九州事業エリア 17 県合計 118 件					

2. 追加的な考え方の主なポイント

(1) 平成 30 年 12 月までの対応

- JESCO は、平成 30 年 8 月以降の新規登録事案の契約、処理料金の支払いや JESCO への運搬に係る収集運搬の委託契約の締結等を発効の条件とした契約ひな形を使用する。
- 上記発効条件を前提に、定められた期限までに JESCO との処分委託契約が発効しなかった事業者には、当初から委託契約がなされなかったものとして、各県市は速やかに改善命令を実施する。

(2) 平成 31 年 1 月以降の対応

- 事案発覚後直ちに各県市が JESCO とともに当該保管事業者に直接接して処理意向を確認し、一定日数中に委託契約締結に至らなかった場合は、PCB 特措法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく「いとま無し代執行」の実施手続を各県市で開始する。さらに、こうした手続等に必要時間的余裕すらない場合は、事案発覚後直ちに代執行の手続に入る。
- 保管事業者を確知できない事案の場合は、PCB 特措法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき、ごく短期間の公告を経た上で、代執行を実施する。

(3) その他

- 具体の事案が想定されない県市でも、新規発見後の対応を具体的に想定する。
- 代執行の実施にあたり処分等措置に要する費用を確保する。

平成 30 年度後半に向けた行政処分等の対応について

平成 30 年 8 月
環境省廃棄物規制課

1. 趣旨

- 北九州事業エリアの高濃度 PCB 廃棄物である変圧器・コンデンサーに関し、平成 30 年 3 月末において、PCB 特措法に基づく処分期間が終了したところ。
- 既に、処分期間の終了を受けた今後の対応に係る基本的な考え方については、平成 30 年 4 月 2 日付の通知においてお示ししており、現時点で把握されている事案については、当該通知において示した考え方等を踏まえ、各県市において順次対応を進めていただいている。
- 一方で、平成 30 年度に入っても、未だ新規登録が発生している状況があるところ（下記参考参照）、こうした事案に関しては、PCB 特別措置法第 10 条第 1 項に違反するものであり、厳正に対処することが必要である。したがって、こうした事案に対しても、計画的処理完了期限の達成の観点から、適時適切に対応を行っていく必要がある。
- については、上記の状況を踏まえ、各県市を始めとする関係機関の今後の対応に関し、以下の考え方を追加的にお示しする。
- 各県市におかれては、これまで通知等によりお示ししている考え方に加え、下記の点を踏まえつつ、個別の事案への対応に関しては、環境省にも適時相談の上進めていただきたい。また、特に、年明け以降の新規発覚の事案の対応に関しては、特に速やかな対応を必要とすることから、発覚後速やかに環境省に対応をご相談いただくようお願いする。
- なお、来年度以降に保管事業者が自ら発見し、発覚した事案等に関しては、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、保管事業者が自ら処理を行うまで適切に保管することとなることから、その前提において、各県市において指導に当たられたい。

(参考) 処分期間後 県別 新規登録事業者数 (変圧器・コンデンサー等)

2018 年 7 月 25 日時点 [単位：件]

鳥取県	4	島根県	3	岡山県	17	広島県	12	山口県	9
徳島県	7	香川県	11	愛媛県	9	高知県	2	福岡県	9
佐賀県	0	長崎県	5	熊本県	1	大分県	0	宮崎県	2
鹿児島県	2	沖縄県	2	北九州事業エリア 17 県合計				95 件	

2. 平成 30 年度末に向けた対応に係る追加的な考え方

(1) 平成 30 年 12 月までの対応

- JESCO において、平成 30 年 8 月以降の新規登録事案の契約に関しては、処理料金の支払いや JESCO への運搬に係る収集運搬の委託契約の締結等を発効の条件とした契約ひな形を使用することとしている（改善命令を受けた保管事業者が使用するひな形と同じもの。別添。）。
- 各県市において、そうした契約の発効条件を前提として、委託契約の締結に一旦は至りつつも、処理料金の支払いがなされない等の理由により、定められた期限までに JESCO との処分委託契約が発効しなかった事業者に対しては、当初から委託契約がなされなかったものとして、速やかに改善命令を実施すること。

(2) 平成 31 年 1 月以降の対応

- 平成 31 年 1 月以降に新規に発覚した事案に関しては、事案発覚後、保管事業者に対する処理意向の確認や、その後の状況を踏まえた改善命令の発出等、通常想定されるプロセスを経るために必要な時間的余裕が実質的になくなってくるものと考えている。
- したがって、平成 31 年 1 月以降は、事案発覚後直ちに（概ね 3 日以内）各県市が JESCO とともに当該保管事業者と直接接して処理意向を確認し、その後、一定日数（概ね 1 週間以内）に委託契約締結に至らなかった場合、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行の実施に向けた手続を各県市において開始することを原則とする。
- こうした対応に関しては、当該保管事業者に対して、事案発覚後の最初の接触の段階でできる限り文書を以て通告すること。
- ただし、各県市における手続開始後であっても、代執行の実施までの間に、保管事業者と JESCO の間で委託契約が締結され、かつ、処理料金の支払い等の条件が成就して契約の効力が発効した場合には、代執行の実施は要しない。
- また、発覚した事案が保管事業者を確知できない事案であった場合には、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 2 号に基づき、短期間（1 週間程度）の公告を経た上で、代執行を実施すること。
- 一方で、処分意向の確認や委託契約に係る手続等に必要な時間的余裕すら残されていない場合、処分等措置を命ずるいとまがないものと考えられることから、各県市において、直ちに PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づく代執行の実施の手続に入ること。

(3) その他

- 現在、具体の事案が想定されていない県市においても、新規の事案の発覚の場合には、対応を行うことが必要である。そうした観点から、全ての県市において、改善命令又は代執行を行うことがあり得ると想定し、新規発見後の対応を具体的にシミュレーションしておくことが必要。
- また、代執行の実施に際しては処分等措置に要する費用の全額について一旦各県市に

において負担することが必要であるところ、そのための予算について、どのような形で確保するか具体的に検討しておくことが必要。

- その際、一部の縣市において、当初予算等で代執行に係る予算を一定額確保している事例や、既存予算の枠内での流用を想定している事例などがあるところ、こうした事例も参考にしつつ、未だ予算措置に関する検討を行っていない縣市においては、早期に財政部局等と協議し、円滑な対応が講じられるよう準備しておくこと。

(以上)